

表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、摂食嚥下リハビリテーション学会（以下、「本学会」という。）における研究者の育成を図るため、当該分野における優れた研究の表彰に関する事項を定める。

(賞の種類)

第2条 表彰は日本摂食嚥下リハビリテーション学会賞（以下、「学会賞」という。）と総称し、次の各号の賞を設ける。

- (1) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会優秀論文賞（以下、「優秀論文賞」という。）
 - (2) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会奨励論文賞（以下、「奨励論文賞」という。）
 - (3) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会優秀発表賞（以下、「優秀発表賞」という。）
- 2 優秀論文賞は、選考対象論文のうち、最も優秀な論文の著者に対して与えられる賞である。
- 3 奨励論文賞は、優秀論文賞候補論文のうち、筆頭著者が若手（39歳以下）研究者である論文の著者に対して与えられる賞である。
- 4 優秀発表賞は、日本摂食嚥下リハビリテーション学会学術大会に発表された演題のうち、優秀な演題の演者に対して与えられる賞である。

(学会賞授与数)

第3条 優秀論文賞及び奨励論文賞は毎年4篇以内とし、第4条第1項第1号から2篇以内、第2号及び第3号から2篇以内とする。

- 2 優秀発表賞は原則として毎年4篇とする。

(優秀論文賞及び奨励論文賞の選考対象論文)

第4条 優秀論文賞及び奨励論文賞の選考対象論文は、直近の過去2年間（1月～12月）に以下の各号の本学会公式誌に掲載された原著、臨床報告、研究報告及び短報とする。

- (1) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会雑誌
 - (2) Dysphagia
 - (3) Japanese Journal of Comprehensive Rehabilitation Science
- 2 優秀論文賞及び奨励論文賞候補論文について、前項第1号では論文掲載時に筆者全員が本学会の会員であることを原則とし、奨励論文賞候補論文については、論文投稿時に筆頭著者は39歳以下でなければならない。
- 3 同条第1項第2号及び第3号からの優秀論文賞候補論文について、論文筆頭者が本学会の会員であることを原則とする。

(優秀論文賞及び奨励論文賞の選考方法)

第5条 選考は、学術賞選考委員会が行う。

- 2 第4条第1項第1号の雑誌から優秀論文賞及び奨励論文賞候補論文として4篇を選考し、そのうち最優秀の論文を優秀論文賞、若手研究者が筆頭著者である論文を奨励論文賞として、2篇以内を選考することを原則とする。
- 3 第4条第1項第2号及び第3号の国際誌から、優秀論文賞について2篇以内を選考する。
- 4 過去に優秀論文賞を受賞した者が筆頭著者の論文は選考対象から除くものとする。
- 5 選考基準は、当該研究課題に十分な理論的背景があり、独創性が認められ、結論は十分な科学的根拠に基づくものであり、更なる発展が期待できることとする。

(優秀発表賞の選考方法)

第6条 対象年度の日本摂食嚥下リハビリテーション学会学術大会（以下、「学術大会」という。）において発表された演題を選考対象とする。ただし、過去に奨励賞を受賞した者が筆頭演者の演題は選考対象から除くものとする。

- 2 選考基準は日本摂食嚥下リハビリテーション領域において将来性があり、独創的で応用性に

- 富んでいること、又は進歩発展に寄与した発表であること。
- 3 選考は、対象年度の日本摂食嚥下リハビリテーション学会学術大会大会長（以下、「大会長」という。）が行う。
 - 4 大会長は、学術大会終了後 2 か月以内に各賞の表彰候補演題を選出し、選考経過を添えて理事長に報告するものとする。

（学術賞選考委員会）

第 7 条 第 5 条第 1 項で定める学術賞選考委員会（以下、「委員会」という。）は以下の各号をもって組織し、理事長が指名する。

- （1）理事 1 名
- （2）評議員 5 名

- 2 委員長は理事がこれを担い、委員会を掌理する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合、後任者を補充をすることとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は対象論文を審査し、その最終合議により表彰候補論文を選出する。ただし、表彰候補論文が利益相反に該当する委員は最終合議に参加できないものとする。
- 5 委員会は、毎年 6 月までに論文賞の表彰候補論文を選出し、選考経過を添えて理事長に報告するものとする。

（学会賞の決定）

第 8 条 前条第 5 項に基づき選出された優秀論文賞及び奨励論文賞候補論文、並びに第 6 条第 4 項に基づき選出された優秀発表賞候補演題は、理事会の議を経て、社員総会が決定する。

- 2 理事会は選考結果を、本学会雑誌に報告しなければならない。

（表彰）

第 9 条 各賞の表彰者には、表彰状（様式 1, 2, 3, 4）及び副賞を毎年の会員報告会において授与する。

- 2 副賞の内容については、理事会で決定する。

（規程の改正）

第 10 条 本規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は、平成 15 年 9 月 6 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。